

第四百七回 参議院災害対策特別委員会会議録第六号

平成十二年四月十七日(月曜日)

午後一時五十六分開会

委員の異動

四月十二日

平野 貞夫君

四月十四日

辭任 本岡 昭次君

補欠選任 郡司 彰君

出席者は左のとおり。

委員長 但馬 久美君

理事 太田 豊秋君

三浦 一水君

江本 孟紀君

加藤 修一君

市川 一朗君

加納 時男君

景山俊太郎君

鈴木 正孝君

田村 公平君

鶴保 庸介君

森山 裕君

郡司 彰君

小山 峰男君

高嶋 良充君

大沢 辰美君

山下 芳生君

梶原 敬義君

岩本 莊太君

中山 正暉君

国務大臣

建設大臣 中山 正暉君

政務次官

建設政務次官 岸田 文雄君

事務局側

常任委員会専門員 杉谷 洗大君

政府参考人

国土庁防災局長 生田 長人君

文部省教育助成局長 矢野 重典君

文部省高等教育局長 佐々木正峰君

厚生省生活衛生局水道環境部長 岡澤 和好君

厚生省社会・援護局保護課長 宇野 裕君

厚生省社会・援護局施設人材課長 森山 幹夫君

農林水産省経済局長 石原 葵君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君

水産庁長官 中須 勇雄君

気象庁長官 瀧川 雄壯君

建設省河川局長 竹村公太郎君

建設省住宅局長 那珂 正君

自治省財政局長 嶋津 昭君

消防庁長官 鈴木 正明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案(内閣提出)

○委員長(但馬久美君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十二日、平野貞夫さんが委員を辞任され、

その補欠として鶴保庸介さんが選任されました。また、去る十四日、本岡昭次さんが委員を辞任され、その補欠として郡司彰さんが選任されました。

○委員長(但馬久美君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案の審査のため、本日の委員会に国土庁防災局長生田長人さん、文部省教育助成局長矢野重典さん、文部省高等教育局長佐々木正峰さん、厚生省生活衛生局水道環境部長岡澤和好さん、厚生省社会・援護局保護課長宇野裕さん、厚生省社会・援護局施設人材課長森山幹夫さん、農林水産省経済局長石原葵さん、農林水産省構造改善局長渡辺好明さん、水産庁長官中須勇雄さん、気象庁長官瀧川雄壯さん、建設省河川局長竹村公太郎さん、建設省住宅局長那珂正さん、自治省財政局長嶋津昭さん、消防庁長官鈴木正明さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(但馬久美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(但馬久美君) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 今回の有珠山の噴火、まだ終息はしていませんけれども、過去の災害の例にかんがみましますと、避難所にいる方、それから親戚だとか友人、知人のところに避難している方、これは

いろんな悩みがあります。といいますが、親戚だから大丈夫だろうと思っておりましたが、人間社会であります、三日たち、四日たち、一週間たつてくると、ふろに入る順番、おかずはだれが多く食べたとか、身内だからこそ非常に言いづらいいろんな神経的な葛藤、精神的な葛藤も出てきます。また、避難所におきましてはプライバシー、そういうものがなかなか守れない。

今のところ長期化していくということで、本当に被災者の皆さん方に心からお見舞い申し上げますとともに、せっかく国土庁長官がお見えになっておりますので、そういうソフトを含めた、阪神・淡路大震災のときもそうでした、二年を超えた雲仙・普賢岳のときも災害が終息するまでに大変な御苦労があったということを承知しておりますので、そこいらのことを冒頭、お見舞いを兼ねまして、責任者の大臣よろしくお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

いわゆる土砂災害防止法案というこの法案は非常に画期的な法律であります。つい三月二十四日でありましたけれども、私も、きょう同じ委員会に所属しております市川先生、平成元年に国土庁の防災局長をしていただきました、そういうこともありまして、災害常態である高知県、実は親子二代かかりましたが、激甚災の指定基準の緩和をいたしました。これは御案内のとおり、委員長のおひざ元でもあります阪神・淡路大震災ですら激甚災のB基準にしかならない。それを画期的に局激等を含めまして見直しをいたしました。これは災害が起きたときにどういふふうに対処するかという制度であります。

しかし、このいわゆる土砂災害防止法は、災害が起きないように、あるいは起きてても生命、財産が失われないようにするという趣旨の法律であります。そういうことを考えたときに、ちょうど人間

に例えれば、病気になるって入院して高度医療を受けるのか、そうすると家族の心配だけではなく経済的な支出も大きくなります。予防医学という観点で常日ごろからそういうことに気をつけておれば、精神的苦痛、出ていく経費、いろんな意味のものが安く上がると言っては語弊がありますが、そういうことだと思っております。そして、私は、基本的に自然というものは人間の力を越えたものだと思っております。そういう意味で、災害、特に土砂災害、地すべり等が起きたときは逃げるが一番だと思っております。

そこで、いわゆる土砂災害の危険箇所は今全国にどれくらいあるか。一応私も資料をいただきまして、各委員の皆様方のお手元には配付しておりますが、御答弁をいただければありがたいと思っております。

○政府参考人(竹村公太郎君) 土砂災害の危険箇所についてのお尋ねがございました。

建設省が現在把握している土砂災害危険箇所数は、土石流で七万九千カ所、地すべりで一万一千カ所、急傾斜地、いわゆるがけで八万七千カ所、約十七万七千カ所存在いたします。

○田村公平君 これはお手元の資料を見ていただければよくわかると思いますが、一番が広島県であります。約一万九百七十七カ所。それから長崎、兵庫、長野、愛媛、高知、岐阜、島根、山口、大分、これがベストテンであります。これはベストと言っているかどうかちょっと言葉を選ぶところでありまして、その次が鹿児島、岡山、新潟と続いております。一番少ないところでも沖縄県の六百四カ所というふうになっております。つまり、危ないところがほとんどふえてきているわけですね。そういう意味で、その危ないところをどうするかというのがこの法律の趣旨であらうと思っております。

そこで、先ほど冒頭申し上げましたように、激甚災害の指定はことしの一月一日から、暦年で行っていただきます。指定をされることになるんですけども、当然、有珠山の災害も、まだ終息はして

おりませんが、そういう意味で指定基準緩和により激甚災害の指定になると思っておりますけれども、この法律ができた場合に、有珠山噴火に伴う土砂災害は対象になるか、御案内のとおり法律は適及しないという事は承知しておりますが、またそれがもし対象にならない場合はどういう処置ができるのかをお尋ねします。

○政府参考人(竹村公太郎君) 今回の有珠山噴火に伴います土砂災害につきましては、火山活動に直接起因します火砕流または火山泥流等の土砂災害につきましましては、その発生位置、規模、時期等を事前に特定することが不可能でございます。私どもも今御審議願っている今回の法律の対象外となっております。

本法案で対象とする土砂災害は、過去の災害実績から、災害が発生する以前に危険な区域の設定が可能である急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりという三つを発生原因とする災害を対象としてございます。

なお、有珠山の火山噴火災害につきましては、既に建設省としては土砂災害対策専門家チームを現地派遣し、火山泥流や土石流の監視、観測を実施し、今後、雲仙・普賢岳で実施したような無人化施工機械を使用した緊急除石、いわゆる砂や石をどける等の工事について万全に対応してまいりたいと考えております。

○田村公平君 それだけにこの法律の趣旨というか制度というのは、そういう危険区域があるという事を指定して、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンでやっていくというふうに承知をしております。

実は一九九一年六月十五日にはフィリピンでピナツボ火山が噴火をいたしました。現在もその影響はずっと続いております。米軍クラーク基地も閉鎖せざるを得ない、あの世界最強の米軍ですら基地を閉鎖せざるを得ない、それぐらい災害と

いうのは恐ろしいものであります。それから、インドネシアではメラピ火山で、これは古い統計でありますけれども、そうはいいな

がら一万人規模の方々がいわゆる火砕流や火山性土石流で亡くなっております。日本の方々も、実はピナツボの生活圏が火山灰とかそういうことでできないものから、民間のボランティアの方々が日本の和紙をすく技術をもってこういうラターセットをつくって頑張っておるわけですね。

私は、五百年に一度だとかそういう災害、確かに二年前の高知県でも九月二十四、二十五日に千ミリを超える被害がありましたし、栃木や福島も災害あるいは去年の六月二十九日の広島での災害、そして今また有珠山の問題、あるいは五年たちましたけれども阪神・淡路大震災、御案内のとおり、神戸という町は砂防でもっておる町でありまして、その砂防でもっておる町が大震災で地震変動を起こしております。この五年間に雨も降り、

いろいろな意味で危険な状態もあると思っております。そういうことを考えたときに、二十一世紀は私は災害の世紀になるのではないかと気がしております。というのは、五年に一度だとか十年、災害は忘れたころにやってくると言っていたのが、私どものところのかなり災害常襲県では、江本理事もおられますけれども、子供のころから雨が降る、台風が来る、なれてる我がが、気象台の記録によれば何年ぶりと言っていたのが、未曾有の大被害とかいうことが連年であるようになってきました。これは恐らく世界的な規模でそういうふうになっていくんではないかと思っております。

ここにネパールの水河湖が決壊するというところで、先般NDRKスペシャルでも報道されました。今この本を書いた方は南極越冬隊の隊員として研究に行っておりますけれども、ネパールのみならず、あのかいわいの国でいいますと、チベット、ブータン、インド、パキスタン、各国で水河湖決壊洪水というのが起きております。まさに地球温暖化のせいだと。いろんなデータをみますと、地球温暖化の影響で解けてはいけぬ水河や解けてはいけぬ氷山、凍土が解け始めてきていま

そういうことを考えたときに、日本の山というのは、外国の学者に言わせると、川でなくて滝だと言われています。昭和五十六年六月二十七日にちょうど我が国で近代砂防事業が行われて百年たちまして、私、その百周年記念事業を企画制作させていただきました。そのときに全国治水砂防協会の会長であった故西村英一さん、大分県東半島の先の姫島の出身でありましたけれども、その砂防協会の会長としてのごあいさつが今でも頭にこびりついております。それは、時の明治維新政府がオランダからヨハネス・デ・レーケを招き、我が国の近代砂防の礎、あけぼのが始まったという名演説で始まるわけです。ちなみに、オランダと日本はことし四百周年を迎えようとしております。いろいろな行事が行われております。

そういう中で、せっかくな法律をつくっても、大変重要なことは、私はきょう、いろんな小道具じゃないですが、砂防ボランティア、斜面判定士、私はその資格を持っておりますけれども、こういうヘルメットを持ってきましたが、やっぱり地域住民の方々が自分の住んでいるところが危ないんだということを認識する、その周知徹底、そういうことについて、長々申し上げましたけれども、歴史的な経緯を踏まえて、どういうふうな具体的な方策を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(竹村公太郎君) 住民への情報提供または意識の向上は極めて重要なことと認識しております。

本法律におきまして警戒区域並びに特別警戒区域が指定されますと、知事がそれを公示して、市町村地域防災計画に警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めまして住民に周知することとなっております。また、特別警戒区域につきましては一般に縦覧することとなっております。

また、平常時から住民の防災意識の確立を図るため、土砂災害の警戒区域や避難場所を示したマップを、いわゆるハザードマップでございますが、配付するとともに、降雨など緊急時には雨量

情報等を提供いたしましたとして、必要に応じ警戒・早期避難を呼びかけることとしてございます。

一方、住民の土砂災害防止に対する認識は極めて重要でありまして、住民サイドにおきましても、阪神・淡路を契機にしまして、今、委員御指摘の砂防ボランティア、全国で六十一団体、三千百人を超える方が各地で活躍してございまして、このように、行政の知らせる努力と住民の知る努力が相まって有効な施策となるよう今後あらゆる機会を通じて住民に対して広報活動を行っていく所存でございます。

○田村公平君 広報活動というのは一番大事であります。

それから、去年、六月十三日ですか、富山県で土砂災害防止月間全国大会が開催されました。この会は、今まで行ってきた普通の全国大会と違いました。女性の観点から土砂災害を見るという点で、不肖私の家内がどういっわけ専門家でもありませんが、コーディネーターとして参加してあります。というのは、男女共同参画社会とは異なりますが、どうしても家庭におられるのは御婦人あるいは奥さんであります。土砂災害というところがなく男社会みたいな、土木をやっているのは男の世界みたいなところが、一番身近におられるのはやっぱり家庭の御婦人であったり地域でいろいろ家事に従事しておられる御婦人の方だと思います。

そういう意味で、周知徹底というよりも、土砂災害の怖さ、砂防ボランティアの手帳にも書いてありますけれども、濁り水が出てくるのか、あるいは異臭がする、ふだんと違う土においがあるとか、今まで水がどんどん出たのが急にびたつととまると、大体しばらくたつと山は滑ります。それから、山が滑るときは大概、一回滑るだけではないで、二回、三回、四回、同じ場所と同じ原因で、最低でも二、三回山が滑ります。昭和四十七年七月五日に高知県で六十人の方が災害で亡くなりました。その二回、三回の間には人が救援活動にやって

きて、最後にどんと滑って亡くなったということ

です。そういう意味での怖さというものを含めて、ぜひこれからこの法律ができたら周知徹底をしていただきたいと思っております。特に、せっかくなので砂防ボランティアの制度、これはある程度学習することによって山の怖さはわかりますから、いきなり私はボランティアですと長靴を履いて行っても見分けがつかないけれども、こういう制度をもっと活用して、一般の方々を含めてぜひ周知徹底をしていただきたいと思っております。

そして、土砂災害の危険性が高いということは昔から住んでいる人は知っています。例えば、広島県に加計町というところがあります。例え、大木谷、大土砂災害がありました。昭和六十年ぐりだったと思っております。加計という地名は山が欠けたところからきています。あるいは、広島県、去年も行かせていただきましたけれども、荒谷川、谷が荒れると書いて荒谷です。これは危ないところなんです。先ほど申し上げましたように、昭和四十七年七月五日に六十人の犠牲者が出た繁藤は旧の名前が天坪であります。雨つぼです。都市化が進むことによって、高知市でも実は里山保全条例というのができまして、里山を守ろうと。百二十九カ所、一昨年、高知市内の周辺の里山で土砂崩れが起きています。

それは、地方都市でも大都市と同じように周辺から人が寄ってきますと、今まで人が住まなかつたところに民間のディベロッパーさんがミニ開発をして、それで先ほど言いましたように欠けるとか荒れとか、それからざれ、ざれとか危ない地名を、希望ヶ丘とか何となくニュータウンとかうれしのだとか、東京近郊でもたまにニュータウンとか、そういう非常にここにこうれくなるようなものとして旧市街といえますかそのアパートなりマンションに住んでいて、結婚して、さあそろそろ子供ができた、そういう核家族の方々、そういうミニ開発、もともと仕込みの土地代が安いわけですから、旧の人はそこに住まないので、

それを民間の宅造屋さんがうまくつくって、それで立派なモデルルームをつくる、モデルハウスをつくる。そうすると、あんな方のアパート代で戸建てが買えますよとかマンションが買えますよと言って、そして、あつてはならないことですが、これも、どんと来て、滑って、とうとう生命、財産が失われる、こういう仕組みになっておられます。これは私権制限も入りますので、高知市議会ではこの里山保全条例を実は土砂災害防止法に先駆けてつくったときに大変な議論がありました。

それで、よく事情がわからなくて善意で、だれだってローンの安い住宅を購入したいと思ってるけれども、そういう危険な区域に入ってくるケース、これをどのように防いでいくのか、この法案ではそれをどのように考えておられるのか、お願

いしたいと思っております。

○政府参考人(竹村公太郎君) 本法案では、土砂災害特別警戒区域の土地におきましては、住宅用地分譲のための開発行為を行おうとする場合には、規模にかかわらず知事の許可を受けなければならぬこととしております。

許可の基準は政令で定められますが、例えば盛り土によりまして上から土砂が到達する高さより高い位置に地盤の高さを設定するなど、土砂災害を防止するために必要な措置を講ずることとしております。これによりまして、特別警戒区域内で行われる住宅用地分譲のための開発行為につきましては安全性が確保されるものと考えております。

また、特別警戒区域の土地は公示されるとともに、市町村の事務所において縦覧されまして、宅地建物の売買に際しましては、土砂災害特別警戒区域であることを土地利用の制限がかかる旨の説明が宅地建物取引業者によりなされるよう宅地建物取引業法の政令で措置することを予定しております。これらの措置によりまして土砂災害の危険性のある土地であることが周知されることと考えております。

○田村公平君 そういう説明をちゃんと宅建業者の方々はやられるということですが、私

身の経験によれば、三妻地所といえれば一応日本でもトップクラスの不動産屋さんだと思っておりますけれども、この三妻地所や住友不動産クラスでも平気で私をだますぐらいのいい度胸をしているのが不動産業界でありまして、俗に千三つ屋という業界であることも、私のこれは体験ですからはっきり言えると思っております。そういうことをよっぽど気をつけて指導していただかないと、もともと危ない土地というか安い土地を仕入れてそういうふう

に売ろうという人ですから、これは全部が全部とは言いませんけれども、必ずしも良心的なというよりは経済行為のみを考えて商売をなさっている方も多数おられると思っております。よく注意をしてやっていただきたいと思っております。

それで、イエローゾーン、レッドゾーン、特にレッドゾーンというふうに指定された場合、指定を回避したい動きが当然出てくると思えます。なぜかといいますが、当然のように地価が下がらなれば、危ないところはだれも住みたくな、それが公然と公表される。もともと言いますと、今そういうところに住んでおられる方が地価に基づいて上物を含めて金融機関から住宅ローンを二十年とか二十五年で設定しておいて、後からゾーンングをされる、担保割れの可能性すら出てくる。そういうことを考えてみますと、地価の下落が予想される。

それは地価は低い方が私もいって思っていますけれども、既存の方々の財産権の侵害、これは高知市の里山保全条例でもそのことが問題になりましたけれども、そういうことについてはどういふふうにお考えになっておられるでしょうか、いわゆる財産権の侵害。

○政府参考人(竹村公太郎君) 本法案によりましては、土砂災害のおそれのある区域を明らかにしまして、その中で開発や建築に対する必要最小限の規制を行うことによりまして、住民の自己責任に期待しつつ住民の安全確保のための施策を講ずるものと考えています。

土砂災害警戒区域等の指定は、住民自身の生

命、身体を守るためにその土地が持つ地形や地質という自然の危険性を明らかにするものでありますから、財産権の侵害には当たらないと考えております。

○田村公平君 何で財産権の話をしたかといいますが、実は危険地域というのはほとんどふえていく。もちろん、国や地方自治体が一生懸命予算をつけているんなら強化したり砂防堰堤をつくったりしておりますけれども、実際問題として、完成済みよりも乖離しながら危険箇所がふえていっているというのが現状であります。

そういう意味で、冒頭申し上げましたように、私権制限ということも含めてでありますけれども、予防医学的なということになってくると、起きてからどうこうするんじゃなくて、危ないかもしれないということになってくると当然そういう問題が出てきます。打ち出の小づちがあつてどんどん予算をつけることができるのならいいんですけれども、万が一所単位になってくると全部やろうといつてもきょうじゅうにはできっこないです。そういうことを考えたときに、そういう意味では僕はかなり意義のある法律だと思っております。

それから、開発規制は規制としていいんですけれども、それでは現在そこに住んでおられる方々の住宅としての価値も下がると、また危険ということもレッドゾーンと言われた場合、その人たちの既存住宅の移築というんでしょうか、移築等々のことも重要と思われれますが、住宅局長、そこいらはどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府参考人(那珂正吾) 答えたいと思います。御指摘のように、本法案によります特別警戒区域等から既存住宅を移転してもらおうということは大変重要なことだと思いますが、移転にかかる負担というものは実際大きいものがあると思っております。行政としても適切な支援が必要だと思っております。

このため、本法律案におきましては、都道府県

知事が移転等の勧告を行った場合につきまして、住宅金融公庫融資の金利及び償還期間の特例を設けることを措置したところでございます。

具体的に申し上げますと、通常の住宅金融公庫のマイホーム融資であります。当初十年間は基準金利、現在では二・八五でございますが、十年目以降は四・〇になって、通常二十五年とか三十年とか三十五年の償還期間が必要なわけですが、その十年目以降の金利につきましても、本法案によつて措置されます。また、償還期間中継続するという措置でございます。

また、予算補助でございますが、従来からがけ地近接等危険住宅移転事業というものがございまして、これによりまして建築基準法上の既存不適格住宅を対象として、従前住宅の除却費とか移転先の住宅の取得費の一部について補助を行つているところでございます。

十二年度予算におきましては、補助限度額を大幅に引き上げまして、最高七百八万円まで補助できることとしたところでございます。こうした支援措置を十分活用して、こういった危険地域からの住宅の円滑な移転に大いに支援してまいりたいと思っております。

○田村公平君 ですから、これは今の時代でいいますと、どんどん規制を緩和しろという中で規制をしていくわけですから、私は規制緩和に全面的に賛成ではありません。ただ、規制をした以上、そこに出てくる痛みを伴うもの、今たまたま金利が低いでありますけれども、住宅局長、ぜひそういう方々の移転のローンについては手厚い方策を今後、この法律がもしでき上れば、先ほど言いましたけれども、まさに初めて画期的な予防医学という観点で犠牲を伴う部分が出てきますから、それは政府としてきちっとした対応をしていただきたいと思っております。

本当は一時間ぐらい僕は質問したかったんですけれども、あと七、八分ありますので、そろそろ締めくくりに入っていきます。

実は、昭和四十六年か七年だったと思えますが、土砂災害というか、土石流というものがよくわからなくて、科学技術庁を中心にして建設省の研究所等が神奈川県川崎市で土石流の実験をしました。これは実験であります。そのときにNHKのカメラマンが殉職をいたしました。土石流に巻き込まれて。実験ですらなかなか解明できないのが土石流、土砂災害の怖さであります。

火砕流という言葉が初めて国民の前に知られるようになったのは、雲仙・普賢岳で一般国民に幅広く知られるようになったと思えます。あつてはならない災害でありますけれども、そういうニュースになるということも知られました。

建設省の砂防部は一部二課制でしかありませんが、私は非常に頑張っていると思えます。火山砂防の創設や豪雪地帯における雪ダムの創設、生命、財産を守る。しかし、今までは常に対症療法でしかありませんでした。そういう意味では、来々からの国土交通省になっていく中で、やはり山を守る林野庁等々も含めて、災害に強い国土づくり、まさに二十一世紀が災害の世紀と言われないうちに先手先手を打ちながら事業を推進していただきたいと思っております。

そういうことを踏まえまして、インドネシアやネパールやフィリピンやいろんなところにODAがあるいはJICAを通じてそういう発展途上国、いわゆるお金はないけれども、災害は大体弱者が一番ひどい目に遭うものだから、技術移転も随分しておるのは私も現場に何回か行かせていただいで、全部とは言いませんけれども、一度委員長と一緒にODAのミッションで、これは国会のお金で行きましたが、他は全部私は私費で行っているものですから、そういうことを踏まえて、大臣、最後にびしっとした決意と、それでよく役所を、これは今せっかく建設大臣兼務国土庁長官ですから、有珠山のこともありますし、よろしくお願いたします。

○国務大臣(中山正暉君) いつもながら大変御示唆に富む御質問をいただきました。本日にまたよ

くその事情を御理解いただいておりますこと、お地元の関係、それから今までのお仕事の関係で大変私は貴重と拝聴いたしました。今、先生の、科学技術庁が四十六年か四十七年に実験しましたときに、あのとき平泉渉先生が科学技術庁長官であつたと思えますが、御就任して二カ月ぐらいで責任をとっておやめになったことを私は思い起こしております。

そんなことで、今度の有珠山でも、流路工というところへ流れ込んで、それがあふれて橋が二本落ちたりしておりますが、聞いてみますと、上の方で林野庁が、砂防関係を下の方で建設省がやっているというところで、両々相まわっている協力しております。今は流路工から洞爺湖、洞爺湖は百八十五メートルの深さがあるそうでございますが、そこへ流れ込んでおるような事情で、これはもう先生御指摘ありましたように、この法案の重要性というのは、土砂災害から国民の生命、身体、特に財産ということ余り強調しております。これは命あつての物種ということだろうと思えますが、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、それから警戒避難体制の整備、それから住宅等の立地抑制、それから既存住宅の移転促進等のソフト対策によりまして土砂災害防止対策を講じるものであるということで、意義深いものがあると思えます。

これまでの土砂災害対策というのは、既存の砂防三法、いわゆる砂防法、明治三十年法律第二十九号でございますし、それからもう一つは地すべり等防止法、昭和三十三年法律第三十号、それから急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、これは昭和四十四年法律第五十七号、いずれも大変古いものでございます。今、先生の御指摘にありましたように、安い土地を求めて自分の家を持ちたいということ、それから人口が都市周辺に集中しているというふうな事情もありませんし、この既存の砂防三法に基づきまして土砂災害防止工事の実施等により進めてきておりますが、今回の法律案は、建築物の構造規制や住宅等の新

規立地を抑制するという新たな制度によりまして住民の安全を確保しようとするものでございます。

土砂災害が依然として多発し、危険箇所数が増加し続けていることから、建設省といたしましては、本法案に基づく対策を推進して、既存の事業関連諸制度と相まって土砂災害対策を推進していく所存と。

いろいろ先生の御質問の中にもありましたように、その土地にいらっしゃる方は自分の地域を熟知していらっしゃるが、歴史的な経過もよく御存じでございますが、ネーミングによりまして夢と希望のようなものを持ちながら、何も知らない人がそこへ入って行って災害に遭われるという、これが一番お気の毒なことでございますので、そういう方々に警告を発する意味、また人生の設計に基本的な問題としての自分が住む位置というものをどういうふうにご確認されるかということを周知徹底させることは大変重要であると思っておりますので、建設省、国土庁、来年一月六日から一つになるわけでございますので、関係官庁と連絡をとりながら、万全を期すために御指導、御鞭撻を国会の方からもいただきたいと、心からの感謝を申し上げまして、びしょとされているかどうかかわかりませんが、御答弁にいたしたいと存じます。

○田村公平君 なかなかふだんと違ってびしょとしておられるようでございます。そういう意味で周知徹底させるということはお金もかかるわけですから、地方自治体等を含めた財政的支援も、PRというのはいちばんお金がかかるんです。いつも言うんですが、役所は大体PRが下手であります。だから、本当にそういうことも含めましてよろしくお願いいたします。質問を終わります。

○江本孟紀君 民主党の江本でございます。よろしくお願いたします。

今回のこの法案は土砂災害防止対策のための法案でありますから、民主党の方でも賛成の方向でまともっております。

そこで、土地利用規制や宅地造成規制といった問題はほかの議員にお任せいたしました。私は災害対策の観点から質問させていただきたいと思っております。

災害というのはいろんな災害があるわけですが、土砂災害も当然含まれます。この原因として、例えば大雨とか地震とか、また台風、火災、火山、もっと広い範囲でいえば戦争なんかもあるのではないかと思います。しかし、自然の災害というものは、どんな対策を立てても人間は無力であるというのは今までの数々の事例でも証明されております。

そこで、今回の本法案に関しまして、これはハード面での従来からの対症療法としての土建中心の発想を転換して、ソフト対策の面で大臣が基本方針を作成し、そして予防と危機管理に重点を置いた法案であるというふうにご解釈をしておりますけれども、建設大臣はどういうお考えでございますでしょうか。

○国務大臣(中山正暉君) お説のとおり、危機管理ということ、特に世の中の集中的な注目を浴びている時代だと思っております。今お話がありましたように、戦争というものがなくなっているかと思っておりますが、何が起るかかわからないのが世界の状況でございますので、そういうことも含めました危機管理対策というのは、今般私も経験いたしました。衆議院の本案で都市計画法と建築基準法の改正案の質疑に入りました十分後に有珠山噴火の一報が入ってまいりました。私はすぐに衆議院の本案で今噴火したということをお知らせすると同時に、小淵総理からそういう場合にはすぐに対策本部長に就任してほしいという御依頼を受けていただきましたので、議長のお許しを得、議場のお許しを得てすぐに総理官邸に駆けつけまして、そして小淵総理から正式に対策本部長の指名を受けました。

関係閣僚会議、省内で話し合ったときにも、私にはあれもちょっと時間のロスではないかなと。事前にそういう中核本部みたいなものを立ち上げて

おいてそれに対応するというような、アメリカのFEMAとか、いろいろ制度があるようでございますが、今の人的な組織とかにもいろいろ問題はあろうと思っております。そういう危機管理に對する基本的な対応というのを、だんだん今までの実績を積み上げて、例えば阪神・淡路大震災のときには自衛隊の出動が五時四十六分に震災があったのに十時過ぎになっていまして、今度初めから自衛隊も参加してくれていまして、大変心強い感じがいたしましたわけでございますが、いろいろとそういう対応に万全を期してまいります。

本法案は、土砂災害から国民の生命、身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域として明らかにして警戒避難体制の整備を図ること、これはいわゆるイエローラインでございます。それからまた、土砂災害警戒区域のうち土砂が直撃すれば家屋が倒壊し住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域を、レッドゾーンでございます。土砂災害特別警戒区域として、そこで開発行為の制限と建築物の構造規制及び住宅の移転促進を講ずること、そういうことを内容とした被害を受ける地域について土砂災害を防止するためのソフト対策法ということでございます。

したがって、平常時における土砂災害の予防と災害発生時の被害軽減とを合わせて目的とするものでございまして、御指摘の趣旨を含んだ法案である、土砂災害に対して万全を期すという意味の法律であると、かように解釈しております。

○江本孟紀君 対策はよくわかりました。本法案の成立によって土砂災害の予防策それから抑制策が実施されれば砂防関連の莫大な支出が減るのではないかとおぼろげに思っています。実際に災害がそこで発生した場合の措置については、今とちょっとダブるかもしれないけれども、お尋ねいたします。

本案の第二十八条には、「国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、「緊急の必要がある」と認められるときは、都道府県知事に對し、「必要な指示をすることができ」となっております。この「緊急の必要」という状況はどういう状況を想定しているのか、また都道府県の知事に對して行う「必要な指示」というのはどういうことなのか、具体的にお願したいと思います。

○政府参考人(竹村公太郎君) 本法案におきまして、国土交通大臣の緊急時の指示と申しますのは、国民の生命、身体を保護するため緊急的に知事の事務的確な処理を要する場合は想定してございまして、例えば大規模な地震が発生した直後とか集中豪雨が降った直後などを想定してござい

ます。具体的指示の内容としましては、土砂災害警戒区域等の指定の促進を指示したり、開発行為に關しましては既に許可してあったものの条件の変更、または工事の停止の命令などの的確な実施等をいたしまして、ソフト対策の一環としてござい

ます。このようなソフト対策の一環と、現在、先ほど申しましたが、十七万七千という災害危険箇所のあるところでの雨のたびに心を震わせている方々のために、私ども、ハードとしての砂防三法によりまして、今後とも精力的に安全な地域、国土づくりを邁進してまいりたいと考えております。

○江本孟紀君 今の指示というのはいちよと時間的にどうなのかという疑問は多少残りますけれども、ぜひともこういう状況の確に指示していただきたいと思います。

次に、有珠山が噴火しまして、まだまだ予断を許さない状況になっておりますけれども、予知情報が出され人的被害が全くなかったということ、予知と予防はいかに災害対策に効果があるかというのを実証したものであり、まさに今回の本法案と趣旨が合致するものではないと思っております。

そこで、具体的なケースについて少し質問させていただきます。本法案にも警戒避難体制の整備がうたわれてお

りますけれども、有珠山周辺の住民の中で避難勧告を拒否した方がいたようですね、お一人、一族ですか。そういうことですが、勧告とはある行動をとるようには勧めることということで、強制できる法的な根拠がありません。ですから、住民の自主的な判断にゆだねたり、自治体が情報の空振り懸念して警戒区域の設定を逡巡してしまいうようなケースも出てくるかもしれません。

○政府参考人(生田長人君) 答えを申し上げます。先生御指摘のように、災害対策基本法上、避難に関する規定というのは二つの条文から成っております。第六十条というのが先生がお話しになりました避難の指示または勧告の規定でございます。こちらの方は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、かつ人の生命または身体を災害から保護するため特に必要があると認める場合に市町村長が発動できるということになってるわけでございます。

もう一つの条文が第六十三条に基づくものでございまして、こちらの方は、六十条の場合と比較いたしまして、災害の発生がより急迫している、かつ人の生命または身体に具体的な危険が及んでいるという場合でございます。この場合には市町村長は警戒区域の設定ができることになっておりまして、その警戒区域の設定がなされますと、立入制限であるとか立入禁止あるいは退去命令、こういふことができるようになっておるわけ

でございます。こちらの後段の六十三条の方は強制力を持っておりまして、罰則の規定で担保されているということでございます。それから、警戒区域の指定の例ということでございましたでしょうか。

○江本孟紀君 はい。○政府参考人(生田長人君) その点につきまして、毎年大体五、六回程度警戒区域というのは指定してございます。設定される例がございまして。そのほとんどが台風あるいは集中豪雨のケースでございますけれども、火山の例もございまして、雲仙・普賢岳の例、それから一昨年だったと思いますが、平成十年に北海道の駒ヶ岳でやはり警戒区域の設定をしたことがございます。いずれの場合も警戒区域が設定された場合には退去命令は例外なく出されております。それから、違反した人に対して罰則を科した例があるかという点につきましては、これはございません。

以上でございます。○江本孟紀君 私、七年前、八年前ですか、参議院に参加いたしましたからずっと災害対策特別委員会に所属している間に、釧路沖、奥尻、雲仙、一番でかかったのが最後に神戸の大地震と、ほとんどかわって来たんですけども、そこでちょっと気づいたことなんです、先ほど大臣もFEMAのお話をされましたけれども、その件についても実は以前の災害対策でも私はお話ししたことがあるんです。そのことも含めて、マスコミの報道というのがその中でちょっと気になる部分があるんです。

そこで、先ほど大臣もお話ししておりましたけれども、国土庁長官を本部長といたしました平成十二年有珠山噴火非常災害対策本部を設置いたしました。その中で、報道対策も含めてその役割と権限というものを少しお話ししていただきたいと思っております。

○政府参考人(生田長人君) 答えを申し上げます。まず、非常災害対策本部の役割といたしまして、非常災害に際しまして緊急にとるべき措置を定めましてこれを実施に移すこととあります。そのために、指定行政機関の長、これは各省庁の長でございますけれども、それから地方公共団体の長あるいは指定公共機関、例えば日赤であるとかNHKとかでございますが、こういったものが防災計画に沿って実施に移す災害緊急対策、これが最大の効果を相まって発揮できるように総合的な調整をするというのが本部の役割というぐあいに定められているわけでございます。

本部長の権限につきましては、まずはその災害緊急対策を的確かつ迅速に実施するために、必要限度においてこういった関係指定行政機関の長であるとか地方公共団体その他に対して必要な指示ができるということになっておるわけでございます。非常災害対策本部がその機能を十全に発揮するためには、それぞれの機関が総合的に調整されて総合的な対策を実施しなければいけないわけでございますが、それらの権限を調整すると

いう権限が非常災害対策本部長にも与えられているわけでございます。現実には本部長の指揮のもとに非常災害対策本部の本部会議というのが開かれておまして、その中で災害緊急対策に関する基本方針が定められて、この方針に従って政府の各省庁がそれぞれ一丸となって緊急対策を実施に移すということになっております。状況状況に応じてそれぞれ調整は行われていることとございまして。

○江本孟紀君 先ほど大臣からもFEMAのお話が出ましたけれども、たしか釧路沖地震が起きた後ぐらいに当委員会ではたまたまちょっとFEMAの話をして、それまでの中では余りFEMAの話は出ていなかったんですけども、連邦災害緊急対策庁という、実際どういふことをやっているかということ、公には、最近出ている文書の中では連邦緊急事態管理庁というふうになっております。

これについてはまたの機会にゆっくり質問させていただきます。このFEMAの長官職というのは閣僚レベルでありまして、大統領が例えば大災害宣言または緊急事態宣言を行ったときは、長官は関係行政機関に緊急事態支援機能に沿った対応準備をするように通知をするのでございます。この通知権限が絶対的なものになるために初動での迅速な立ち上がり確保されたということとあります。

日本の縦割りの行政と省庁間の利害関係などを考えますと、日本版FEMAの創設というのは非常に難しいんじゃないか。私は実はアメリカに行くとFEMAの末端の職員に会ったことがあるんですけども、やはり二十四時間常時携帯電話を持って、警察や消防からその被害の状況、現場から一報来ればその係官が判断して、そして順番に上へ上げていく。それが最後は軍であったり連邦であったりするわけですけども、そういうところから命令系統がはつきりしておるといふようなこととして、それは財政的にも、それから例えば軍を動かしたり病院を動かしたりというふうなこ

とが一つの命令系統で全部できる組織であるという
ことを私も一応そのときに確認したんです。

そこで、このことと少し絡めて言いますと、今
回の河川審議会の答申の中でも、「危険な地域に
居住することにはリスクが伴うものであることに
ついて国民の理解を得る必要がある」とし、さ
らに「防災対策を進めるに当たっては、行政と住
民が常に情報を共有し、役割を的確に分担する社
会システムの構築が必要であり」、「対策工事によ
るヘッド施設を過信することなく、気象や自然の
異変への備えを自主的に行い、行政側の施策とあ
いまって地域における防災力の向上を目指してい
くべき」と書いてあります。

これはまさしくFEMAの役割なんです。地震
研究とか例えば高速道路、通信や公衆衛生などの
専門家が常時二十四時間体制で備わっており、人
的資源管理室から災害の種類別に専門家が派遣さ
れるシステムになっておるわけです。このFEMA
Aというのは、日本の場合は、地域の防災を今ま
で担ってきているのは、先ほどポランティアの帽
子の話もありましたけれども、大体消防団とか水
防団とかという人たちが活躍するわけですが、近
年かなりそういう人たちも高齢化が進んでいると
言われております。

そういうことを総合的に考えますと、やはり日
本にもFEMAの組織に似たものを創設す
べきではないか。また、創設できなければ、国土
庁がやはり災害対策に関する総合調整官庁とし
て中心的な役割を担うべきであると思えます。

これはもう大臣がFEMAの長官を兼ねて命令
系統をばしばし発揮すると。例えば激甚災害の指
定にしても、先日、森首相が現場に行つて、これ
から帰つて決めますわというふうなことですけれ
ども、例えばFEMAだったらその現場を見た瞬
間に、FEMAの長官がこれはもう激甚の指定を
しようとかこういう支援をしようとかというの
は一人で決められるわけです。それぐらいの権限を
私は大臣に持っていたきたいという気持ちも
あって今お尋ねをしておるわけです。

○國務大臣(中山正暉君) もうおっしゃるとお
り、そういう総指揮をとる体制をどんなふうにつ
くり上げていくかというのには、アメリカのよう
な組織、アメリカは見てもみますと職員数も常勤数
二千六百名もおります。国土庁の方は五十名ぐ
らいでやっていると云つたらいいんでしょうか。そ
れから非常勤、これは大災害発生時に出勤は約四
千名とアメリカは決めておられて、これは九三
年にクリントン大統領が任命をして、九六年に閣
僚を任命したということをごさいます。予算も
七億九千万ドルなんということをごさいます。日
本の場合は、日本の憲法の中には、これは先生が
さっきお話しになりました非常事態に対するい
ゆる戒厳令規定というのがないのは日本の憲法の
特徴。マッカーサーがいたから、おれがいるから
大丈夫だということだったんだらうと思ひます

そういう体制の中でこういう災害に対する対応
というのはどうしていったらいいかというの
自然災害は国土庁長官、それから事故災害、タン
カーが日本海でひっくり返つたなんというときは
通産省が出ていきますが、結局あつちこつちの官
庁が関係するようになってくると国土庁がそれを
総括してやるというふうな形になっておるわけで
で、今御指摘のように、命令系統、例えば今の激
甚災害に先生方に局激とか本激とかという問題で
パーセンテージの見直しをしていただきまして
とを大変心から感謝いたしておりますが、そうい
うものもこういう長引く有珠山のようなときには
一体どうするのかという、長引く災害のときに對
応するのは、地方交付税を先に、十億七千万でし
たか、そういうものを出していただくというよう
なことで対応しております。

特に、私は行きました、気象庁の人的な配備が
ちよつと少ないんじゃないかと思ひましたか
ら、運輸大臣には、各都府を回つたところで見
て、少くも、少し気象庁の方の人数をふやしてい
ただけませんかというふうなことをお願い
いたしました。お願いをするような形が勧告をし

たような形になっておるのかもわかりませんが。
災害が発生した場合、消防庁や警察庁を
初めとするそういう機関に、災害情報で内閣と国
土庁に集中する体制が今のところとられておりま
して、その情報に基づいてどのような災害対応策
をとるべきかについて政府として必要な調整が
行われているというのが現状でございます。

また、今回の有珠山の噴火のように非常災害が
発生して政府を挙げた対応が必要な場合には、臨
時に政府に非常災害対策本部等を設置して一元的
に災害への対応を行う体制となつておりますが、
この本部の決定に沿つて各省庁それぞれの役割分
担に際した災害対策を講じていただいておりますが、
ところで、今度は金融監督庁と沖繩開発庁と法務
省だけが入つておられません。あとは十六省庁はと
んどの関係が入つておられて、このように我が
国の場合には各省庁それぞれの役割分担に際し予
防それから緊急対策、復旧を通じての一貫した専
門的対応を行う方が適切であるという認識のもと
に現在の体制になつておるところでございます。

議員がおっしゃいましたように、災害発生時の
初期対応の段階では米国のFEMAのような形を
つくり上げることも一つの考え方でありまして、
メリットもあると、こういう認識をいたしてお
ります。今後こういうことを、今までの体験をもと
にしてどんなふうな立ち上げ、特にこの間は記者
会見でマスコミが危険区域にお入りいただけ
なようにということもお願いをいたしました。が、
新聞には半分ぐらい建物に埋まつたような強烈な
写真が効果があるものですか、そういうものを
お振りに入つていかれる。普賢岳のときは四十四
人ぐらいい犠牲者が出ておられます。その中にもマ
スキミの方が入つていらつしやいます。それから
また世界的に有名な火山の研究家なども命を落と
されたましたりしておられます。そういうことに
対応して、認識をいかに一般の方に持つていた
だか、それから迅速に対応できることを基本にし
た体制というものをますます整備していきたく
かように思つております。

○江本孟紀君 FEMAは核戦争をまず第一番目
に想定して、そこから順番に災害の想定をしてお
るわけですから、日本の場合も想定しない危機と
いうのはこれから幾らでも出てくると思ひますの
で、私は、国土庁長官、声を大にして日本版FEMA
をぜひとも創設していただきたい、御尽力い
ただきたいと思ひます。
時間が来ましたので、これで質問を終わります。

○小山峰男君 民主党の小山峰男でございます。
よろしくお願ひします。
ただいま議題になつております法案について、
二点ほどお聞きしたいと思ひます。
先ほど田村委員の方からも資料が示されたわけ
でございますが、また大臣からも三本の法律等
のお話ございました。
私がちよつと恐れるのは、砂防指定地とか、
あるいは地すべり防止区域になつておるところだ
とか、あるいは急傾斜地崩壊防止区域になつて
おるところと今回の法律で指定される地域がダブ
る面があるのかないのか、またその辺のすみ分け
というのがどうなつておるか、さらにその住民に
対する手続というふうな問題でダブりの手続を課
すようなことがないのかどうか、その辺について
お答えいただきたいと思ひます。
○政府参考人(竹村公太郎君) 御質問の区域指定
に關しましてお答えいたします。
従来のヘッド対策として三法ございます、
三つの法律がございます。一つは砂防法でござ
います。それは砂防指定地という地域指定がござ
います。さらにもう一つ、急傾斜地の崩壊による災
害の防止に関する法律という法律につきまして
は、急傾斜地崩壊危険区域という区域指定がござ
います。もう一つ、地すべり等防止法に基づきま
しては、地すべり防止区域という区域指定がござ
います。
これらの三つの区域は、すべて土砂災害の原因
となるがけ崩れ、土石流、地すべりの発生を防止

するために対策工事を実施する、いわば土砂災害が発生する原因地、原因する地と呼んでおりますが、原因地対策を講ずるための区域でございます。

これに對しまして、今回御審議願っている法律に基づきます区域指定は警戒区域及び特別警戒区域でございますが、災害が発生する土地より下の標高の地域で土砂災害の被害を受けるおそれのある区域でございます。

このように、従来のヘッド対策としての災害発生の原因地での区域と本法律案のソフト対策法におきます被害を受ける区域としての整合性が図られており、住民に対する過重な二重の負担はないというか、行政上の混乱はないと考えております。

○小山峰男君 次に、この要綱の十一のところに「費用の補助」という項目があるわけでございますが、「国は、都道府県に対し、予算の範囲内において」という条項になっているわけでございますけれども、どの程度この費用がかかるかと思込んでいますか、また補助はその一部というふうになっておりますが、どういうような考え方でこれを今考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(竹村公太郎君) 本法律案におきます基礎調査につきましては、来年度以降、おおむね五カ年をかけて当初の実態調査を全国的にまず行いまして、調査を実施した箇所から必要なものについて順次警戒区域等にしていく予定でございます。その後、おおむね五年ごとに土地利用状況が変化したり災害が発生した地域を中心に基礎調査を実施してまいります。

費用でございますが、これは本法律案が制定されましたら直ちに私ども内々の作業に入っていくかと思っておりますが、費用の負担につきましては、基礎調査は県知事が実施するものであります。ただし、その調査は大変広範囲に及び、高度な技術と多額の費用を要するのではないかと予想

されますので、国としても予算上支援をする必要があると考えております。なお、今年度でございますが、人家が立地し土砂災害の発生が予想される区域におきましては、既にさまざまな資産の状況または警戒を要する区域の範囲の状況等の調査を新たに実施するという予定になってございます。

○小山峰男君 そうすると、全体の額がどの程度かかって、おおむね何分の一の補助をするというふうな具体論まではまだいっていないということでしょうか。

○政府参考人(竹村公太郎君) おっしゃるとおりでございます。全体の五カ年にわたります調査の進展ぐあいによりまして、どの程度の総体の額になるかということとは残念ながら現時点ではお答えできません。

ただし、その補助でございますが、私どもこれから財政当局とお話をさせていただきますが、大体三分の一の補助をしていきたいと考えております。

○小山峰男君 私は、基本的にはこういう事務は県の固有事務かというふうにしておりまして、こういう形の個別補助については余り好ましくない、トータルとして財源を保障するよう形の制度がいいだろうというふうに思っております。それはそれとして、先ほども総合的な災害対応についていろいろお話がございました。私もまさに災害の問題、各省の境を越えた形で対応していかなければならぬだろうというふうに思うわけでございますが、国土庁長官としての大臣に後ほど御答弁をいただきたいと思っております。

平成七年に長野県の姫川流域の小谷村で大変な災害が起こったという状況でございますが、その復旧工事の状況、さらに平成八年の十二月六日に入って復旧工事に携わっていた皆さんが十四名土石流に巻き込まれて亡くなったという状況があるわけでございます。

この工事の状況を見ますと、蒲原沢でございますが、上からいきますと、治山工事がまず行われている。これはもちろん林野庁がやっているわけでございます。その下へきて、砂防ダムが二つとか、あるいはもうちょっと姫川沿いにいくと建設省関係の工事が幾つも行われている。その真ん中のところで国道百四十八号の新旧界橋の工事中というところで、これは県工事として復旧工事が行われていた。急峻なところですのでそんなに長い距離がないわけでございますが、一つの沢で治山と県工事とそれから砂防ダムというふうなものが同時並行に行われている。

この十四名が亡くなった土石流、こういうことがすべて原因だとは申しませんが、必ずしもこの工事のそれぞれの関連性が保たれていなかったというところにも非常に遠因があるぐらいたったことを言ったところもちょっとあったわけでございます。

私は、先ほどもお話が出ていましたが、こういう沢の復旧工事というのは、やっぱり各省の縦割りじゃなくて、災害復旧省みたいなものがやるような形がとれないかどうか。そういうことによつてかなり工事そのものの関連性も保てるんじゃないかというふうに思っております。その辺につきましまして国土庁長官としての大臣の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中山正暉君) 蒲原沢の例をお引きになりましたわけでございますが、不幸な出来事であつて、改めて犠牲者の方の御冥福をお祈りしたいと思つております。

同一溪流で工事を行う場合の砂防事業と治山事業として事業を行う場合の実施につきましては、建設省と林野庁は昭和三十八年から砂防治山連絡調整会議というものを設置してございまして、中央においては本省課長クラスによる中央連絡会議、それから地方においては主幹課長クラスの地方連絡会議というもので調整をいたしておるというのが現状でございます。

平成八年十二月の蒲原沢土石流災害を受けまして、同一溪流で工事を行う砂防事業と治山事業の一層の連携強化をしなければいけないということ

が強調されておりました。今、建設省と林野庁は共同して通達を發して地方建設局を指導いたしております。

災害発生後の緊急的な対応につきましては、地域の日も早い復興の根幹となるものでございまして、関係機関と連携を一層強化し、それから被災地域の再度災害の防止に努めてまいりたい。そういう不幸な原因が重なり合つて、それが縦割りの結果ではないかと思われぬような連携を、ひとつその流域全体の行政の関与ということを一くくりにしてこの連絡会議での議題にいたしてまいりたいと、かように考えております。

○小山峰男君 前にも国土庁の予算を見ると災害復旧費みたいなものが非常に少ないみたいなの話もあつたわけでございますが、今のよう形で、いづれにしてもかなり連絡を密にして工事をやっていってほしいと、何かそれぞれ縦割りでいってしまふというふうに思つておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

引き続いて、雨水利用について御質問を少ししたかたんですが、時間が余りありませんので、基本的な部分だけ答弁をお願いしたいと思つております。

最近、都市化が進むとか、あるいは舗装部分が大変多くなつていくとか、あるいは上流で畑にマルチが敷かれるとかというふうなことで、長野県の場合、千曲川の水が昔に比べると大変急激に出てくるというふうな状況がたまたま見受けられるというふうに思つております。

そういう工事をやるときは当然百年確率だとかいろいろ計算の上で工事がなされていと思つていますが、必ずしも従来型の計算で本当に堤防の高さが大丈夫なのか、あるいはその工事がもつのかというふうな、どうも最近異常出水みたいな形がかなり多くなつていよう気がするんですが、その辺どういふように見ているのか、また工事にどういふように反映させているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(竹村公太郎君) 御指摘のように、

流域の開発が進みますと、流域に降った雨が一気に川に出てまいります。そして、最近の異常な気象現象によりまして非常に凶暴な気象が私どもを襲ってくるという状況にかんがみまして、治水対策につきましては、河川における対策をきちんとやると同時に、流域におきまして雨水の貯留、雨水の浸透等の流出抑制対策など流域における対策をあわせて行うことが極めて重要だと認識しております。

○小山峰男 田村委員から先ほど二十世紀は災害の世紀だというお話がございました。私はやっぱり雨水を利用する世紀ではないかというふうに思っております。もちろん、ダムをつくって雨を一気に流さないというのも一つの方法ですが、基本的には、私は各家庭なり大きなビル等については雨水を貯留する貯留槽の設置というふうなものが必要だろうというふうに思っております。まず防災の意味もあるし、それから防火にも使えるし、さらにいわゆる利水として下水道にも使えるのではないかとこのように考えているわけでございます。

建設省でも補助制度を若干持っているというふうに聞いておりますが、東京ドームとか国技館とか、丸屋根の施設については雨水をためるかなり大きな貯留槽というのが地下に設置されているというふうに聞いております。

一気に雨水が流れない、それから雨水を有効に活用する、そういう意味も含めて、私はやっぱりある程度法律で義務づけるぐらいの制度をつくる必要があるのではないかとこのように思っているわけでございます。その辺の考え方について大臣から答弁をいただきます。ここで私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(中山正暉君) 「五木の子守唄」でございます。水は天から貰い水」といって、これは名文句だと言われております。日本は大変雨量が多い国でございますから、雨水を利用せよという先生のお説は大変私は貴重だと思っております。

伊豆七島なんかへ行きますと、天水を利用して飲料水なんかに使っているのを私は承知いたしておりますが、今、先生御指摘ありました、日本でも上智大学の中央図書館、これは日本で大型ビルとして最初に雨水を利用するシステムを採用した建物でございますけれども、国技館、それから東京、名古屋のドームがそういうものを採用しております。雨水貯留というのは土地利用が高度化した都市部の洪水浸水対策のみならず、都市部における豊かな水辺の回復のためにも重要な施策と認識をいたしております。

現在、一定規模以上の開発の際には治水対策上の目的から調整池の設置等によりまして対応しているところがございますが、設置された調整池は地域の地下水涵養それから水循環に寄与していると思っております。

特に日本は降った雨を三割ぐらいしか利用していない、ほとんどすぐに急峻な地形を伝わって海へ全部流れてしまふ。これは大変もったいないこととございます。その意味で、先生の御指摘のように、これからは雨水を利用する、これを研究対象にしまして、有効な四季に分かれて雨の多い時期、梅雨なんていう時期もあるわけでございます。そういうものを活用できるような方式を今後とも研究の課題にまいりたいと思っております。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。先ほど田村委員が二十世紀は災害の世紀であるというふうに申しておりましたけれども、私も全く同感でございます。また、江本委員からは日本版FEMA、そういった機関を創設する必要があるのではないかとこのように思っています。先ほど大臣の答弁の中に十六省庁の話が出てまいりましたけれども、それはある意味でアドホックな組織でございます。やはり十分な対応、十全な対応をするためには日本版FEMAのような組織が私は必要ではないかと思っております。

最初に、先日、総理が有珠山の方に参りました。その中で報道の件に触れますと、いわゆる激甚災害の適用についてでありますけれども、報道によれば、被災住民の生活を支えるためにも指定しなければいけないと思ふ、被災した各自自治体の実情を考え与野三党で協議しながらできる限り早く結論を出したい、このようにおっしゃっているようにございまして、このようにおっしゃっているように、国土庁長官としてはこれに對してどのような見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(中山正暉君) この間、三党代表団がお入りいただきました。森総理そして公明党を代表して神崎先生それから林寛子先生とお入りいただいたわけでございますが、十五日の現地訪問をいたしました際に、地元自治体の大きな災害が予想される大変な財政負担にかんがみまして、激甚災害の指定についてできるだけ早く検討する旨の発言をさせていただきました。

激甚災害の指定につきましては、被害額、それから被害を受けた自治体の財政状況、それから被災地の農業所得の状況等に照らしまして客観的な基準に基づいて行うこととなるために、関係省庁におきましては指定の前提となる被害額、すなわち復旧事業費等の査定作業を行うことが不可欠でございます。現在の有珠山周辺地域では活発な火山活動が続きまして周辺地域の避難指示等もいまだに解除されていない状況でございます。被災地域に立ち入って査定作業をするのが大変困難という現状がございます。

いずれにいたしましても、地元自治体の財政負担が重くなることにかんがみ、激甚災害につきましてはできるだけ速やかに被害の状況を把握して対応したいと考えておりますが、指定の範囲については被害の調査ができるようになれば短期間で明確になるものと考えておりますので、これは時期の問題、時間の問題だと、かように考えております。

○加藤修一君 よろしくお願ひしたいと思います。それで、気象庁の情報の周知徹底の関係についてお願ひしたいと思います。

今回は初動体制を含めて極めて機敏に対応したという評価が高まっておりますけれども、私の方にも随分と国土庁を含めて気象庁からも情報が周知徹底という意味でファクス等を含めて参っております。そういう意味では助かっております。

気象業務法なんかを見てもまいりますと、観測成果等の発表とか情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関等の協力を求めて直ちにこれを発表し公衆に周知させるように努めなければいけない、このように法律の中にはございますけれども、私は、やはり最近の情報化の進展を考えて、インターネットが持つ機能、そういった役割も極めて重要だと思っております。ホームページとかそういう面について掲載すべきではないかと思っております。

調べた範囲では掲載していないように私は思っております。「お知らせ」で一番最新の情報は桜前線の情報がございます。火山の監視の方では、北海道の十勝岳とか雲仙岳の写真が載っておりますけれども、有珠山の気象庁の情報は載っておりません。こういうふうになっているわけでありませう。やはり研究機関とか大学とか、さまざまところが素早く情報を入手できるような体制としてインターネット、ホームページを的確に利用することも必要ではないかと思っております。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(瀧川雄壯君) 有珠山の火山活動は依然活発でございます。日々その活動も変化してきております。このため、ただいま先生から御指摘ありましたように、有珠山の現状及び今後の火山活動の見通し等につきまして当庁の見解をホームページに掲載していく所存でございます。

○加藤修一君 それでは、監視・予知体制の関係でございます。これは確認でございますけれども、かなり十全な対応をしているというふうに認識しておりますけれども、例えば地震計、空振計、震度計、監視

賠償補償契約によりまして国による補償が行われ
るといふことになっております。しかしながら、
これは原子力事業者が補償料を国に納付すること
とされておりました。同時に原子力事業者に対し
て補償するものでございまして、国が被災者に対
して補償を行うものではない、このように理解を
しているところでございます。

○加藤修一君 いや、ただ、原子力事業者に補償
するわけでありませうけれども、最終的に被害者の
件も含めて入ってくる話なわけですからね。違
いますか、私の理解は間違っていますか。

○政府参考人(生田長人君) 補償は原子力事業者
に対して行われまして、原子力事業者が被災者に
対して賠償をするという形になってはいるわけ
でございます。

なお、先ほど私ちらっと申し上げたんですが、
補償料というのは原子力事業者から政府に対して
支払われていると、つまり保険料に当たる部分で
ございます。それが国に対して原子力事業者から
支払われておりますので、最後のところまでさ
のぼりますと原子力事業者から出てはいるとい
うぐあいには理解されます。

○加藤修一君 必要と認められた場合には国会の議決
の範囲内で政府が援助するということは、それは
民間保険の関係で限度額を超えた場合については
そういうふうな取り決めが法律に書かれてはいる
わけですけれども、この辺のことになってくるとま
た別の角度になってくると私は思うんですが、ど
うでしょうか、その辺。

○政府参考人(生田長人君) 詳細は科学技術庁に
お答えいただくのが本来かと思いますが、私自身
の理解する限りにおきましては、異常に巨大な天
災地変あるいは社会的動乱による原子力損害の場
合にはやむを得ない措置として政府が対応する
ということになってはいると思っております。

○加藤修一君 では、詳細については別の機会に
科学技術庁を呼んでいただきたいと思います。
それでは、ちょっと時間が無いので、日弁連が災害対策法制度の欠陥を指摘して、

まず第一点は、警戒区域設定に伴う損失補償、二
点目としては、災害が長期化した場合には科学性
を阻害しない範囲で住民の意向を反映させるなど
の警戒区域設定のシステムの見直し、三点目は、
既存債務の減免などを含む長期化大規模災害対策
法の制定、四点目、災害の被害に迅速かつ適正に
対処をするため、国が災害対策基金を常設するな
どの内容を盛り込んだ災害対策基金創設措置法の
制定、五点目としては、被災者にとって最も緊急
で切実な問題である住宅問題、先ほど答弁がござ
いましてけれども、そういったものに対するため
の十分に機能していない地震保険制度を補うため
に国レベルでの共済制度の設置、こういってこと
を柱にした提言をされているわけでありませう
けれども、これ一つ一つ答えていただく時間にな
ってしまっていますので、所感だけをちょっとお聞
きたいと思っております。

○国務大臣(中山正暉君) 警戒区域の設定に伴う
補償については、先ほど申し上げたけれども、警戒区域の
設定は、地域住民の生命、身体の安全を確保する
観点から必要と判断される限度において行われ
るものであること、また警戒区域の設定は地元
の事情に最も詳しく、また市町村長が行うこと
が適切でございまして、住民の個別の利害を
超えた高度の行為規制の判断が必要であること
から、住民の個別の意向を反映させるシステム
とするのは不適切であろうと考えられます。

また、既存債務の減免などを含む長期化大規模
災害対策法については、現行の法体系や既存の制
度による適切な運用によって対応することが可能
であるという気持ちでございまして、また国によ
る災害対策基金の設置につきましましては、おの
の災害の実情に応じて所要の措置を検討すること
が必要であらうと思っております。

地方公共団体の判断でございまして、形が別々
の地方公共団体でございまして、その場その場
での対応ということに依拠しておるといふこと
でございませうか。

最後に、被災者住宅再建問題についてござい
ますが、現在、国土庁では検討会を開催中
ございまして、夏ごろになると思っておりますが、
結論を出したい、かように考えておられます。
○加藤修一君 詳細な議論は別の機会にさせて
いただきたいと思います。

それでは、有珠山の関係に戻りますけれども、
農林漁業の被害対策ということで、例えば自作農
維持資金、そういった面についての貸付限度額、
こういってものについては限度額を引上げて
上げるべきだということに考えておられますが、
どのような御見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(渡辺好明君) 御指摘の災害資金
は、当座の最小限度の立ち上がり資金もしくは
なご資金という意味合いを持っておりませう。こ
の資金の趣旨を踏まえて、先生からも今御指摘
がありましたけれども、枠の確保、それから融資
限度額の問題、さらには資金の融通の時期等々
につきまして、まずは現場の声を十分聞きまし
て、調査をいたしまして、最大限の努力をしたい
というふうに思っております。

○加藤修一君 質問通告の中身をちょっと飛ばし
ますけれども、天災融資法の関係で、これを適用
するためにはそれなりの調査をしなければいけ
ない、あるいは具体的には資金需要の把握するべ
きだと思っておりますが、これについてはどうい
った現状になってはいるでしょうか。

○政府参考人(石原義君) お答え申し上げます。
天災融資法は、農林水産物の被害が著しくかつ
国民経済に及ぼす影響が大である認められる天
災を対象としたものであります。したがって、
適用に当たりましては、農林水産物の被害の規模
それから震度等を総合的に勘案する必要がある
というふうに考えております。

現在、噴火が依然として続いている状況でござ
います。この被害の把握が可能となった段階で速
やかに資金の需要を把握いたしましたして、その
適用の問題につきまして考えてまいりたいと思
うところでございませう。

○加藤修一君 それでは、仮渡しを含めて、農業
共済とか農協共済のいわゆる共済金の早期支払
いについてどのようにお考えでしょうか。
○政府参考人(石原義君) 共済につきましても、
現在まだ噴火が続いているということで、そのた
めの被害の状況の把握が困難な状況でございま
す。我々もいたしましては、被害の状況の把握が
可能となった段階で共済団体の方に速やかなる
査定といえますか、それに入るようにということ
を指示してまいりたいと思っております。

○加藤修一君 同じ状況でありますけれども、例
えばホタテガイの養殖施設の支援措置については
どういうふうな判断をされておられますか。
○政府参考人(中須勇雄君) 今回、有珠山噴火に
より避難指示地域に含まれた特に有珠、虹田の地
域におきましては、ホタテ養殖業が漁業生産の大
宗を占めるということで大変重要な位置を占めて
おります。しかも、特に今の時期は地まき用の稚
貝の出荷時期に当たりますので、いわゆる耳づり
と呼ばれておられますが、養殖管理の作業が不可
欠な時期にございませう。

このため、特に短時間でも作業ができないか
というところで現地対策本部にお願いを申し上げ、
また現地に水産庁の漁業取り締まり船を派遣する
等によりまして漁業者の指導監督等に当たる、こ
ういった体制のもとで、九日以降、海上保安庁を
初め関係各省庁の支援と厳重な警戒態勢のもと
で一時的な作業が実施されたところでございま
す。特に、また十三日以降、火山活動の予知連
の見解を踏まえて規制地域が縮小されたという
ことで、現在、養殖作業を急いで実施している
ところであります。

今後とも、安全を最優先にする中で、ホタテの
養殖作業が円滑に行われるよう現地対策本部及び
関係省庁、自治体と協力しながら指導していき
たいと思っております。
こうした状況を踏まえて、どのような被害が養
殖漁業に生じてくるか、そういうものを見定め

つ、現地と相談しながら的確に対応してまいりたいと思っております。

○加藤修一君 最後の質問ですけれども、国立大学の入学料及び授業料の免除の関係でありますけれども、これはどういふふうな結論づけたいらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(佐々木正峰君) 国立大学の入学料、授業料につきましては、学費負担者が火山噴火等の災害を受けた場合などやむを得ない事情がある場合にはその納付を免除することができるとなっております。

○加藤修一君 よろしく願います。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。法案審議の前に、有珠山の噴火災害についての質問を教点させていただきたいと思っております。

被災された皆様は心からお見舞いを申し上げ、また関係者の皆さんの奮闘にも心から敬意を表したいと思います。

私は、現地を調査させていただいて、具体的な点でお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

有珠山の噴火災害は、救助法が発動された虹田町、そして伊達市、壮瞥町の被災自治体は災害の長期化によって住民生活また産業への影響が深刻になっております。これはもう御存じのとおりだと思いますが、これらの自治体はその災害対策の費用について多額な出費をされていると思っております。こうした被災自治体への地方交付税の繰り上げ交付、特別交付税を含めて増額を求めたいと思っております。先日早速そのことが決定されて、あす、十億三千万円ですか、支給をされるということが決まりました。支給をされるというところが決まりました。不眠不休の行政の皆さんにとっても元気を与える措置であると思いま

す。

○大沢辰美君 被災自治体の特別措置の追加措置として周辺自治体への今答弁されましたその内容についての必要な援助措置の強化を重ねて求

○政府参考人(嶋津昭君) お答えいたします。今、委員御指摘ございましたように、あした付で伊達市、虹田町、壮瞥町の一市二町に対して普通交付税の六月分の半分の額を繰り上げ交付することとしたところでございます。

その他の周辺の市町村に対する繰り上げ交付等の措置をどうするかということにつきましては、その周辺の当該団体の被害の状況等をこれから把握いたしまして、必要な場合には、一応我々繰り上げ交付すべき基準というものを持っておりますので、そういうものに照らし合わせて対応してまいりたいと思っております。

また、それぞれの団体における個別の財政事情、その三市町は当然でございますが、周辺の市町村における災害に対応する、いろいろ直接当該団体に被害がない場合でもいわば援助といえますか、阪神、淡路のときにもそれぞれの団体が協力をしていただいたわけでございます。今回の場合にも、本州といえますか、各団体の消防機関が災害のための協力をしていただいております。そういうことも含めまして、特別交付税の算定に当たってはそういう点についても配慮をしていかなくちやいけないんじゃないかというふうな考えております。

○大沢辰美君 被災自治体の特別措置の追加措置として周辺自治体への今答弁されましたその内容についての必要な援助措置の強化を重ねて求

めておきたいと思っております。

二点目は、四月十二日の火山噴火予知連絡会の統一見解を受けて、虹田町、伊達市、壮瞥町は十三日に一時一部区域の避難解除がされたわけですが、特に虹田町については避難指示を町の八割がまだ受けているわけですから、大変な事態にあるということですが。

特に、洞爺湖温泉街を初め、住宅としてお店の被害の現状、そして私も現地に行かせていただいで、本間に被災者の人たちが、自分たちの住宅や店がどうなっているかもう少し詳しく教えてほしいというのが圧倒的だったんです。自衛隊のヘリが飛んでビデオをつくっていただいで、各避難所

でそれをちゃんと上映はしていただきました。でも、それではわからない。写真も張ってくださっていただけませんが、それでも自分の家がどうなっているかわからない。一時帰宅をされた方は自分の家を見てきたけれども、約三分の一の方は全く二週間余り見られていないわけ、この人たちに今きめ細かな情報が求められているということが実態でございます。

その点については、町ではこれはできない実態ですので、やはり国の方が責任を持ってこの対応をいろんな方法でやっていただきたいと思っております。それが、いかがでしょうか。

○政府参考人(生田長人君) 先生御指摘のとおり、避難所に避難されている方々の最も強い要望の中に、御自分の家がどうなっているんだらうかという点があることはそれとおなじだと思います。私も、現地の本部を中心に、そういう二、三日にこたえますために、四月三日から自衛隊のヘリを飛ばしまして空撮ビデオを各避難所に配付しているわけですが、一日三回飛ばしましたが、現在配信をしているところがございますが、やはり少し危険なところもございまして、すくなく見にくいというところは事実でございます。そこで、昨今だんだん機械もよくなつてまいりましたので、今度はなかなかいい装置もあるようござい

ますので、少しアップしてはつきり見られるようなものを配信したいと思っております。

それから、地元では最近、できれば洞爺湖の側から船である程度のところまで近寄れないか、自分の目で見たいという希望もあるようでございますので、それらにつきまして今現地の方でできるかどうかということについて検討させていただきます。

○大沢辰美君 本間に工夫を凝らして、危険を冒しなさいと言っているわけではございませんので、船とか、行ける場所までのバスだとか、遠くから自分の家を見るとき、いろんな方法はあると思っておりますので、このことは要望が強いと思いますのでぜひお願いしたいと思います。

三点目は、避難所の改善なんですけれども、一つは食事の改善なんです。私も献立を見させていただいて、これは大変だな、健康を損なうんじゃないかという点がございます。長万部町で十四日、きのう、おとついですけれども、日赤の炊き出しで豚汁があつてとても喜ばれた写真が新聞に載つておりましたから、やはり寒い北海道ではそういう汁物が喜ばれるというところは事実なんですけれども、そういうことは一時、きのう、おとついでやられたんです。この二週間余り、ここでは本間に自治体の町長さん、一生懸命やってくださっているんですけれども、お昼はパンと牛乳だけなんです。朝はおにぎりとインスタントのみそ汁になっては、やはり長引くことを予想して、健康を損ないますし、避難者の方は余りおっしゃらないけれども、私は見てとても驚きましたので、その改善は緊急に行つていただきたいと思っております。いかがですか。

○政府参考人(宇野裕君) まず、避難所の食事の件でございますけれども、厚生省といたしましては、まず初期の段階においては何よりも安全に避難していただくということですから、食事についてはそういう非常食に頼ることもやむを得ない

と。しかしながら、状況が落ちついてきた段階では順次食事の内容を充実すべきである。また、さらに避難が長期化する場合には、避難されている方々がみずから炊事を行っていたら、所定の設備の手当て等も必要だということ、所要の設備の手当て等もしてやるべきである。

今回につきましても、避難所ごとに見れば確かに不十分なところがございますけれども、全体といたしましては、単なる業者への委託、食事を委託するだけではなく、給食センターの利用を組み合わせたり、地域によっては食料の調達が困難なところもございまして、そういうところは北海道庁が広域的に食料を調達して、メニューの多様化をするなど努力が行われたところであります。

先生今御指摘の長万部の地域については確かに立ちおくれが見られるところでございます。これは虹田町から離れて避難をしていただくことになると、また何回も転々と避難をしていただくことになったというところで、確かに立ちおくれが見られるところでございます。

そこで、実はこの週末に道が入りまして、食事の改善について地元自治体と調整をいたしまして改善に努めているところでございます。それから、先ほどの日赤のボランティアにつきましては、災害ボランティアというところで二日に一遍は入っていただいておりますので、そういうことを通じて食事の内容の改善に努めていきたいと思っております。

○大沢辰美君 緊急にそのことをお願いして、いろいろな方法がまたあるかと思っておりますし、やられている点も私は見てまいりましたが、雲仙で経験された食券の配付だとか、これから長期化する中でいろいろな方法をとって、食事の改善を求めたいと思っております。

最後に、有珠山について、私は、今までの皆さんの質問の答弁の中で、こういう事態の中でなかなか被災者に補償はできないという答弁が繰り返されていくわけですが、虹田町というところは温泉街に働く方が圧倒的に多いわけですし、

観光業の皆さんとも私はお会いをさせていただいたんですが、二十三年前の噴火の際の借金がまだ今残っている状態で、やっとならぬようとしていられる。また、災害による生活基盤と営業基盤をどう再建するかというところが今一番悩みの種だということをおっしゃっていました。

ですから、政府は、従来の施策の延長でなく、私は営業補償等個人補償を行うことを真剣に検討すべき時期に来ているのではないかと思っています。ずっと災害の例が挙がっていきまじつたけれども、やはり日本は災害列島と言っても言い過ぎではない状況の中で、私はこの個人補償をこれから真剣に検討することを強く求めて、大臣に一言提案だけしておきたいと思っております。

○国務大臣(中山正輝君) 自然災害というものは、その性質上、国民のだれに対しても予告なしに不可抗力的に降りかかるものでございまして、これによる損害につきましては、保険や共済といった制度も含む個人の自助努力による回復が原則であるということでございます。

国や自治体がこれを補償することはなかなか難しいことではあると思っております。国としては、休業、それから避難を余儀なくされている方などの生活、それから生業面での低利融資資金手当てなどの施策につきましましてきめ細かく対応しております。当座の生活資金にお困りの方へとか、それから生活福祉資金とか、北海道庁とか北海道社会福祉協議会とか、それから勤労者福祉資金、それからまた中小企業振興資金、経営支援資金、それから自作農維持資金、それから沿岸漁業経営安定資金、それからまた災害復旧貸付、それから災害復旧融資、農業基盤整備資金、それからまた農林漁業施設資金、農業近代化資金、それからまた漁業近代化資金、そのほか信用保証の限度額の別枠化とか、既往債務の償還猶予、それからまた既往債務の返済条件の緩和、既往債務等に係る利子の支払の猶予、既往住宅融資の返済方法の変更、そういういろいろなきめ細かく施策をしております。

先生御指摘の個人に対する問題というのはいかなか今のところ大変難しい問題である、かような認識でございます。

○大沢辰美君 相当の数の貸し付けの制度を言われたわけですが、私は阪神・淡路大震災を経験した一人として、五年たつて今日、やはり営業再建、生活再建ができていないという実態の中で、本当に生活基盤、営業基盤をつくり上げていく上では個人補償というのは欠かせない時期に来ている。ですから、あらゆる知恵を振り絞って、私は一歩突っ込んで、これからこの災害国日本で、補償を含めた個人補償の提案を重ねてさせていただきます。

いよいよ審議の法案に移らせていただきます。いよいよ審議の法案が出てまいりまして、私たちは、土砂災害が発生するたびにハード対策とともに避難勧告が示されるたびにソフト対策とともに避難勧告を求めているところですが、今回の法案で情報伝達や警戒避難体制の整備、開発行為の規制ということが行われることになって、国民の命を守るという行政の責務を果たす上では本筋に前進であると考えております。ですから、よりよい法律をつくるために教点質問させていただきます。

法案第七条で、警戒避難体制の整備として、市町村が地域防災計画において定めることとしているわけですが、この間の災害では、やはり避難勧告、指示に基準がなかったために勧告も指示も出されないうまま多くの人命を失うという、特に去年、おとしあつたわけですが、市町村任せでは基準づくりも進まないというのが私は教訓であったと思っております。

ですから、そこを市町村任せにするんじゃなく、避難、また救助、そして情報の伝達など、警戒避難体制の整備について国も積極的に協力してきめ細かいところまで地域の防災計画をつくり上げるというところが求められているのではないかと考えています。だから、その避難基準をつくること、徹底させることについての建設省のこの法案をつくるに当たった見解をまずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(竹村公太郎君) 委員御指摘のように、災害防止のためには市町村のみならず国及び県の連携した対応が必要と認識しております。本法案にはおきましても、土砂災害防止対策基本指針は国土交通大臣が策定することとなっております。その内容につきましては、土砂災害防止のための対策に関する基本事項、基礎調査に関する指針、土砂災害特別警戒区域等の指定方針等を国が指定することになっております。この指針に基づきまして知事が調査をし、そしてその調査に基づきまして特別警戒区域または警戒区域を設定することになっております。

さらに、この区域における開発行為の許可基準につきましましては、制度の運用が円滑に行われるよう法律の政令で定めることとなっておりますが、警戒区域または特別警戒区域の周知につきましては、特に特別警戒区域には公示されることとなっております。さらに、市町村の事務所においても縦覧されることとなっております。土地の売買に際しましては、特別警戒区域であることにより土地の利用の制限がかかる旨の説明が宅地建物取引業者によってなされるよう、宅地建物取引業者の政令で措置することを予定しております。

このように、私も国と県と市町村が連携しまして、地域の方々に対してさまざまな情報が共有できるように万全の体制で臨んでまいりたいと考えております。

○大沢辰美君 法案をつくるに当たって万全の体制が今整いつつあるんだと思っておりますけれども、この間の災害が発生した各都市の市町村の地域防災計画を私はずっと見させていただいたわけですが、避難勧告に基準がないなど、やはり具体的にないないわけではございません。

だから、そこで災害弱者の関連施設へのソフト面での対策を前進させることを初め実効ある内容にしていくためにも、私は国として、そういうふうな法律でなっております。基準が明記される

体、市町村までそういう体制、基準が明記される

ところまで徹底していただきたいということを重ねて述べまして、こういうことがされない限り、昨年の熊本県の例ではありませぬけれども、各県までではそういうきちっとした情報とか地域防災計画はつくられているが、そして地方自治体もつくられているけれども、市町村ではその辺の基準がないということが教訓であったと思ふんです。

そこで、いち早く正確にその情報を知ること、必要なんですが、今、気象庁の緊急防災情報ネットワークの事業が進められています。気象衛星アマダスの雨に関する三時間先までの情報が何か五キロ四方の地域ごとに一時間置きに都道府県までは伝えられているということをお聞きしました。だけれども、都道府県でもそこまで行っていないところもあるようですが、そういう点の進行状況はいかがですか。

○政府参考人(鈴木正明君) お答えいたします。自然災害に対して適切な応急対策を講じていくという上で、きめ細かな気象情報を迅速に伝達するということは、御指摘のように重要であると考えております。

今お話ししたシステムでございますが、気象台等から地方公共団体に対しては気象情報の伝達は従来は気象ファクスを用いて行われたわけですが、昨年の九月から気象庁におきまして、新たに画像を主体としたわかりやすい情報をオンライン化により提供するという緊急防災情報ネットワークの運用ということで、先生の御指摘のネットワークが開始されたわけでございます。

十二年度末までに導入実施あるいは予定をしている都道府県は三十九ございまして、六団体が今後導入する予定を持っております。なお、平成十二年度末までに導入を予定していない団体は別の手段で、民間気象サービスなどを活用して気象情報を入手するという状況でございます。

消防庁といたしましては、地方団体におけるこのネットワークの導入を支援するために十一年度から特別交付税による財源措置を講じているところでございます。気象情報の迅速な伝達及び活

用ということで引き続き地方団体に対して要請をしまいたいと考えております。

○大沢辰美君 都道府県段階まではそういう体制の状況が生まれつつあるということですが、残った分については早急にやっていたらどうか。

問題は、都道府県から今、先ほども述べました市町村への情報伝達はパソコン一台あれば可能ということなんでしょうか。市町村までのネットワークを急ぎつくっていただきたいと思ふんですが、なぜそのことを繰り返すかといったら、私は、もう昨年の熊本県と町村との関係、そして去年の広島市、呉市のような、避難勧告さえ出していれば犠牲者はなかったという教訓を生かさなければいけないと思ふからです。

ですから、梅雨がもうすぐ来るわけですから、そういう点での市町村までの対応というのはどういう経過というんですか、時期につくり上げていくとされているのか。そのことをやらない限り私は今までの災害は繰り返されるように思えてなりませんので、その点はいかがですか。

○政府参考人(鈴木正明君) 市町村に対しては、緊急防災情報ネットワークあるいは各種防災の気象サービスというものを適切に活用してきめ細かな気象情報というものを収集できるように体制を整備していくということは必要でございますので、十分今後とも要請をまいりたいと思ひます。

それで、お話ししたこれらの情報を適切に活用できるようにいざば警戒態勢あるいは避難勧告などを実施する場合の基準につきましては、例えば降雨量等に応じて発動するということに具体的なものに、あるいは地域の特性、地形とか地質とか土地利用条件の変化とかというものに依りて実践的なものにするということ、地域防災計画の中にびしりと書くということにつきましては、地方団体の方に十分お伝えし、また要請をし、御相談に乗ってまいりたいと考えております。

○大沢辰美君 ぜひ具体的な数字も含めて基準をつくるということを急ぎ行っていたらどうか。

を述べまして、最後に、そういう警戒区域、特別警戒区域がこれから設定されて、避難勧告として開発の規制というのがやられていくわけですが、現在までの既存の社会福祉施設、災害弱者、この点での施設に対する体制というが整備についてお聞かせいただきたいと思ひます。

土砂災害の危険箇所の被害想定区域内には、弱者災害関連施設が一万九千施設あるように聞いております。建設省は警戒避難体制の整備を行うよう指導しているわけですが、そのうち自力避難が困難な者が入所している、入院している施設で緊急に対応が必要な箇所が今千六百カ所あって、五年計画で警戒避難体制の確立と防災ダムなどの整備を行っている聞いています。

私も、先日、阪神・淡路大震災で非常に山崩れがひどかった六甲山中腹の盲人の訓練、特別養護老人ホームを見学してきたわけですが、今まだやっと五年目にして崩れた避難通路などが工事を終えたところのようでございます。

全国にこういう危険箇所を設置されている既存の災害弱者関連施設の整備が今年度で二百二十カ所されたようだけれども、私は、今後四年間で本当にやれるんだらうか、そういう心配。兵庫県の例でいえば、全国的にも広島などに次いで大きいわけだけれども、毎年七十カ所ぐらいしないといけない計画は進まないという実態です。都道府県の差はありますが、こういう体制を建設省、厚生省が連携してやらなければいけないと思ひます。

その点について、あと四年計画になるわけだけれども、今後の体制と、予算措置も含めてやり切るといふ確信を持った答弁をいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(村松太郎君) 委員御指摘の自力避難が困難な方の入所、入院されている施設、そして土砂災害対策の施設が未整備の箇所、約千六百カ所につきまして、平成十一年度から五カ年で整備をやっております。私も、予定どおりこの五カ年間で千六百カ所ができるべく、直轄及び総

力を技術的な援助も含めて、各都道府県の連携をもってこれをやり抜いていきたいと考えております。

○大沢辰美君 以上です。

○梶原敬義君 私は、この法律案を読んで、あるいは研究してみますと、もう余りいろいろな問題を指摘することはないと思ふんですが、むしろ遅きに失した感があるのかなという気がしております。急傾斜地崩壊危険箇所の指摘が、昭和五十七年には七万二千二百五十八が平成九年には八万六千六百五十一カ所とふえております。一方では政府は整備対策をやっておりますが、そういうような形ですから、これは本当に早くやらなきゃいけない、このように思ひます。

それから、最近地元に戻って見まして、あっと驚くようなところを固地開発やっております。これは危ないじゃないかと、新聞にもそこらは指摘をされて社会問題になっておるんですけれども、今どんどん工事が進められております。

宅地造成地というのは、私は回って見まして、パブルがはじけてそれ以降というのは相当程度ストップをしておりますが、このところへ来て、宅地造成地はもう底をついたんでしよう、新しく団地があつちやこつちでぽつぽつできつつあります。こういう状況ですから、なおこれから開発するところというのはそういう危険箇所が非常に多くなってくるのではないかと心配をしております。

そういう意味では、この法律が早く成立をして、そして早く調査もやって、そして生命、財産、これは心配ないぞというふうな情勢を早くつくっていただきたいと思ふんですが、質問があとこち前後するかもわかりませぬけれども、大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中山正輝君) 今御質問の点でございますが、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定等は都道府県知事の責務として実施するものがございます。土砂災害から国民の生命、身体を守る、それからまた保護するという重要性にかんが

みまして、建設省としても積極的な支援を行っていきたくと考えております。

具体的には、基礎調査の実施に要する費用の補助、それから土砂災害警戒区域等の指定に関する技術的助言及び勧告を受けた家屋の移転に係る助成措置等を検討いたしてございまして、土砂災害が依然として多発して、広島、長野、高知、長崎、先ほど順位が田村先生の御質問の中にもございまして、危険箇所が増加し続けている現状にかんがみ、建設省としても本法案の円滑な施行により土砂災害対策を強力に推進してまいりたい。

先生の今の御質問の中で御指摘ありましたように、便利などころへ、少しでも通勤時間の短縮したところへという事で、危険区域があつたところのような印象になって設定されてまいりますことに対する建設省としても警戒対策を、最後の法律も四十四年という事でございまして、遅きに失したというお話がございましたが、そういう意味での積極的な対応をこつこつと着実に進めてまいりたい、かような感覚で対応したいと思っております。

○梶原敬義君 河川局長おられますが、先ほど田村議員からいただいた資料があるんですが、「都道府県別 土砂災害危険箇所数」お持ちですか。

○政府参考人(竹村公太郎君) はい。

○梶原敬義君 これを見ますと、確かに数の上からいって広島が一万九百七十で一番高いんですね。しかし、人口と世帯数と面積と比較してみると恐らく高知県と長崎が一番高いんじゃないか。その後どうも島根県や大分県あたりが続いているように、ですから、そこらは建設省の方で世帯数、人口率あるいは面積まで比較して各県の状況とどうのを何か一覧表にしてみたらどうか。

○政府参考人(竹村公太郎君) その県の人口のありよう、そして土地のありようごとくにわかりやすい資料をつくれという御指摘でございます。これから早急に委員御指摘の作業をやつて、国民にわかりやすく土砂災害の恐ろしさを広報でき

るような努力をしてまいりたいと思っております。ただいまお手元でないことを大変申しわけなく思っております。

○梶原敬義君 次に、本法律案の一番骨になるのは第三条で、国が土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方針を定める、今度は第四条は、都道府県はそれに基づいて基礎調査を行う、こうなつておりました、基礎調査を行うことの中で土砂災害特別区域も指定を行うということになっておりましたが、これは六条と八条ですか。問題は、大臣から先ほど答弁もありませんでしたけれども、調査の期間ですね、一体どのくらいで果たしてやれるものか、危険区域と特別危険区域の指定まで行く期間というのは大体どのくらいかかるんでしようか。

委員長、局長に前におつてもらつて下さい。

○政府参考人(竹村公太郎君) ただいま御質問の今後のスケジュールでございますが、本法案の成立後、速やかに私も国としての基本方針作成の準備に入ります。そして、平成十三年四月一日の本施行を待って、間を置かずに基本方針を速やかに策定する予定でございます。

この基本方針に基づき都道府県が基礎調査を行う予定でございますが、基礎調査はおおむね五カ年をかけて全国一斉に実施し、調査を終えた箇所から警戒区域等を順次地域指定していく予定でございます。その後五年ごとに土地利用の状況が変化した地域や災害が発生した地域を中心に基礎調査を実施し、必要な見直しを行つていく予定でございます。

なお、十二年度から既に私も財政当局から予算をいただいております、その予算でもって今後のスケジュールを速やかに進行させていきたいと思います。準備のための調査を実施していきたくと考えております。

○梶原敬義君 五年間というのが長いのか、——どうぞ前に、五年間は私はちょっと長いんじゃないかと思つて、長いのか短いのかというの、これは実態がよくわかりませんから何とも言い

いがたいんですが、これはもうちょっと早くならないか。

これは今、私はさっき言ったかというところ、パブルははじめて土地造成、団地の造成あたりがずっとストップしてきたのが、このところまた住宅政策等もあり、開発の速度が私は早まってくる、進んでくると見ておられます。そうするとまたそういう危険箇所がどんどんふえてきますから、それより前にくぎを刺すために、できればこの五年というのをもっと急ぐようなことはできないのかどうなのか。

○政府参考人(竹村公太郎君) 現在の予定は先ほど申しましたとおりでございますが、基礎調査を終えた箇所から順次速やかに警戒区域等を指定してまいります。その際、都道府県知事はただ漫然と県内を一斉にやるのではなく、開発圧力の強いところ、つまりこれから予想されるであろう開発、乱開発も含めまして、そのようなところを重点的に調査に着手し、そして一日も早く警戒区域等が指定できるよう、私も強く都道府県と打ち合わせをして、そのような方針で調査を進めてまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 今お答えになりました開発圧力の強いところを重点的にやるというのは非常に賛成であります。先ほどお話がありましたように、希望ヶ丘とかいう名前を使いながら、本当にこれは危ないんじゃないかなというのをゆうべ見たら名前が希望ヶ丘団地になつていまして、だから、そういうところは許可制というか十分対応して、安全を確保できるように早く打つために、重点的にやつていきたいと思います。

それで、先ほど調査費のことをちょっと聞き落としていたんですが、調査費に対する国の考え方を聞かせてください。

○政府参考人(竹村公太郎君) このような全国一斉に土砂災害に注目した調査は初めてでございます。そのために、国で基本的な方針をつくり、その方針に基づいて県知事が一斉に行つていくという事で、大変画期的な調査だと認識しております。

そのために、大変技術的な難しさもございまして、初めにケースでございますので、これから私ども解決しなければならぬさまざまな課題が出てくると思つて、国としてもそのために県と総力を挙げてやつていくということで、国から三分の一の補助を差し上げまして、そして県の予算を合わせまして、その予算でもって調査をやつていくという予定になっております。

○梶原敬義君 私は活断層の調査をこの前ここで少し議論したんですが、活断層の調査というのは国が全部持つ、四年以内でやろうというところがあるんです。ですから、私は、この三分の一が多いか少ないかという議論はあると思つて、今言われた趣旨で金を出しながら、放置しておきますとやはり地方自治体はストップしてしまいますから、国からこれは急げというふうな指導をぜひやつてもらいたいと思つております。

これはスピードを上げるというのが重要でありますから、予算の方も三分の一をだしたらじやなくて、やっぱり初年度余計出して、そして急がせるという意味で、私は国が予算を組むというのは大事じゃないかと思つて、大臣、その辺の決意を。

○国務大臣(中山正暉君) 大変大事な御指摘だと思つて、そういう方向で努力をいたしたいと思つております。

活断層は全国二千万所なんて聞いておられますが、活断層の調査に比べましたら、私は、この危険区域というのは地域によく認識をしておられる方々がいらつしやるわけでございますから、それと相呼応いたしまして建設省が効果を出せるような対応をいたしたいと思つております。

○梶原敬義君 幾つもまだ質問通告をしておりまして、時間も来ましたから、終わります。

○岩本荘太君 参議院クラブの岩本荘太でございます。

平成十二年四月二十六日印刷

平成十二年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C